

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの将来像

1 将来像

(1) まちづくりの将来像

地方分権、財政危機、行財政構造の変革、少子高齢社会への対応など、地方自治体を取り巻く環境は急速に変化し、時代の転換期を迎えています。

平成19年4月現在、本市は福岡県下28市の中で6番目に人口が少なく、かつ高齢化率（65歳以上の人口が全体人口に占める割合）は県下第1位となっています。

また、本市の財政状況も極めて厳しい状況にあり、健全財政を維持するためにも行財政改革は喫緊の課題であり、市としても行政改革推進本部を立ち上げ、慎重かつ大胆に進めています。

このような中、本市においては、平成20年4月に、保健医療経営大学が開校するとともに、有明海沿岸道路の大牟田IC～高田ICが一部供用開始となりました。

さらに、平成21年春には九州縦貫自動車道のみやま柳川インターチェンジが完成し供用開始となること、また、九州新幹線筑後船小屋駅が、平成23年春に県営筑後広域公園内に開業予定など道路、鉄道等の社会的経済基盤の整備が飛躍的に進展しています。

みやま市は、お牧山、清水山などの山並みに育まれた自然と矢部川やその支流の飯江川や大根川などの河川に流れる美しい水、大地の実りにあふれた田園、歴史と新しい時代が融合した個性的な街並みなど四季折々に豊かな風景に彩られるまちです。

また、このような本市の恵まれた自然環境等によって、高齢者が元気に安心して生活できる環境も形成されています。

道路、鉄道等の社会的経済基盤の整備推進など本市を取り巻く社会環境の変化への対応とともに、恵まれた地域資源の有効活用を図りながら、本市の持つ個性を活かしたまちづくりが今後の大きな課題であるといえます。

第1次総合計画の策定にあたっては、大きな飛躍の時期に立っていることを認識し、「人」が主役となって、みやま市の持つ「水」「緑」を中心とした豊かな地域資源を生かし、磨き上げ、協働の理念に基づき豊かなまちづくりを行っていくことが必要であると考え、以下のような将来像を定めます。

まちづくりの将来像

人・水・緑が光り輝き夢ふくらむまち

(2) 基本理念

この将来像を実現するため、以下のような3つの基本理念を設定しました。

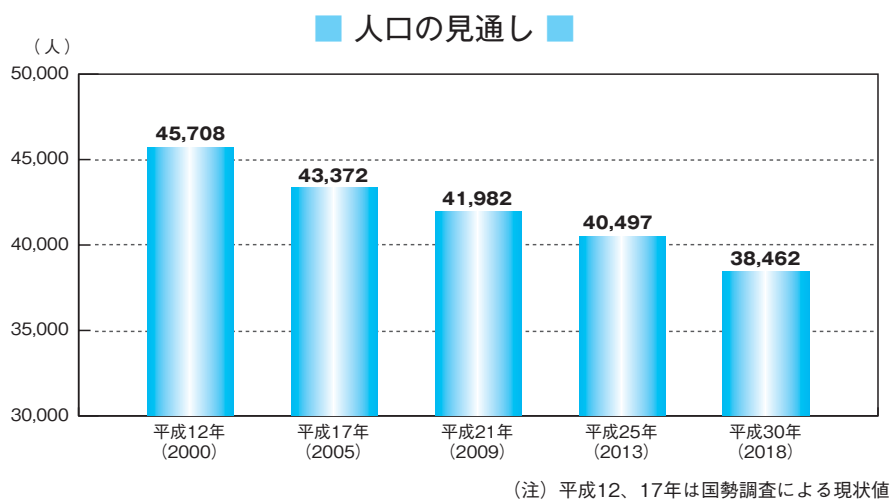


2 人口の見通し

(1) 総人口

平成30年（2018年）までの本市の将来人口を、平成12年と17年の国勢調査による男女各歳人口をもとに^{*}コーホート要因法によって推計しました。

その結果、中間年度の平成25年（2013年）で約40,500人、目標年度の平成30年（2018年）で約38,500人と予想され、平成17年の43,372人に比べ約4,900人の減少が予想されます。



*コーホート要因法：基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法

(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、老年人口については、平成25年（2013年）で13,104人（32.4%）、平成30年（2018年）で14,248人となり、全体の37.0%に達すると予測されます。

■ 年齢別人口の見通し ■ (単位：人)

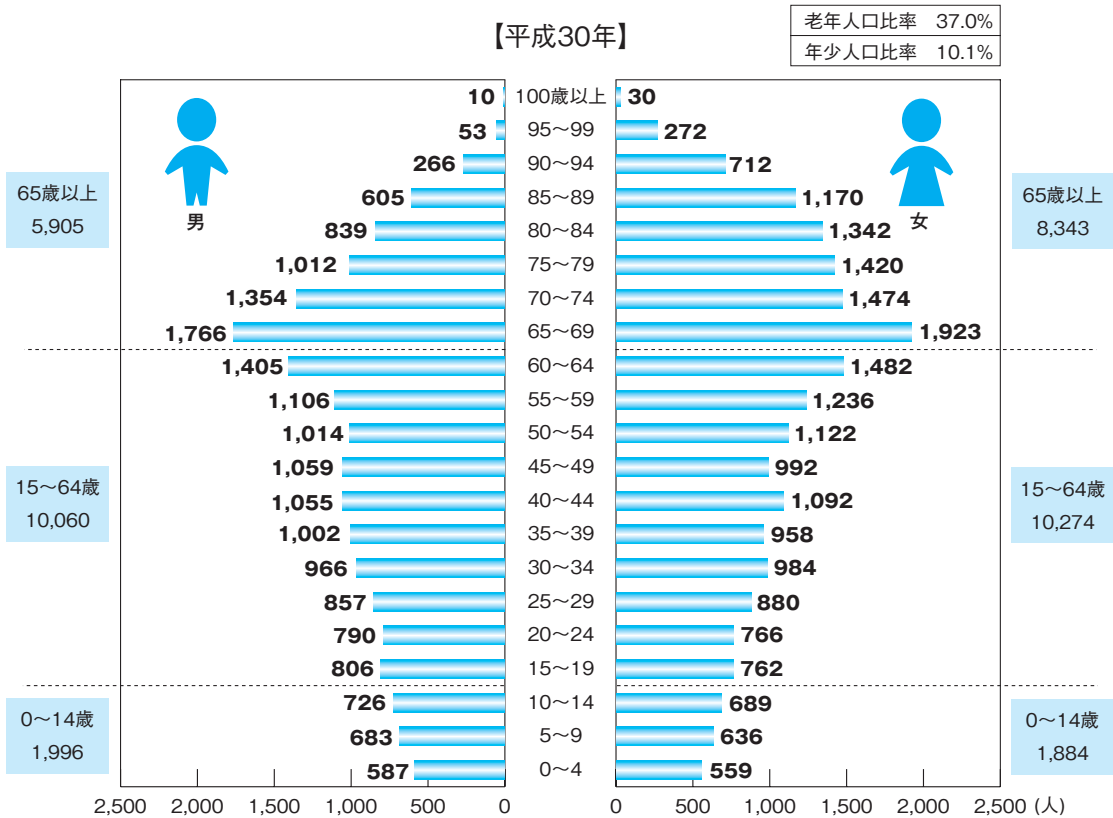
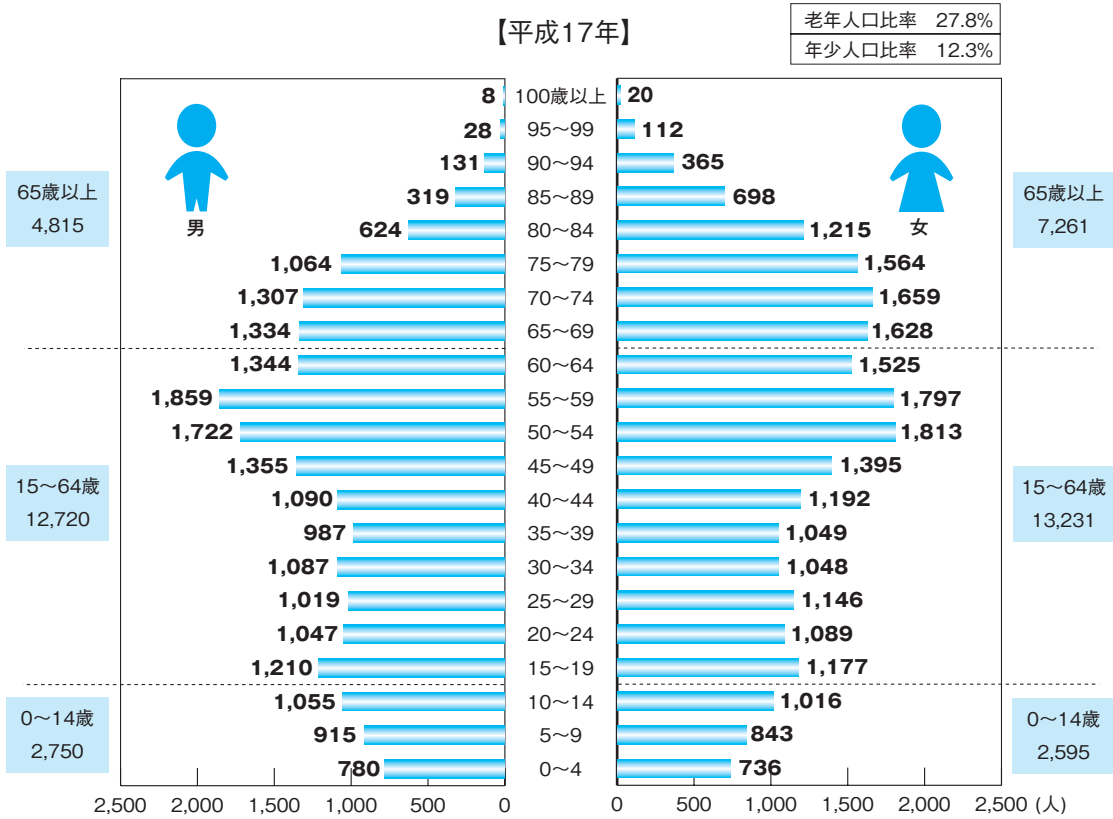
区 分	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成21年 (2009)	平成25年 (2013)	平成30年 (2018)
総 数	45,708	43,372	41,982	40,497	38,462
年 少 人 口 (0～14歳)	6,412	5,345	4,762	4,294	3,880
生 産 年 齢 人 口 (15～64歳)	28,097	25,951	24,644	23,099	20,334
老 年 人 口 (65歳以上)	11,195	12,076	12,576	13,104	14,248
年 少 人 口 比 (%)	14.0	12.3	11.3	10.6	10.1
生 産 年 齢 人 口 比 (%)	61.5	59.8	58.7	57.0	52.9
老 年 人 口 比 (%)	24.5	27.8	30.0	32.4	37.0

(注) 平成12、17年は国勢調査による現状値

平成17年と平成30年を比較すると、この13年間で団塊の世代が65歳以上の高齢者の仲間入りを果たして高齢化が一層進展する一方、15歳未満の年少人口比も減少し、人口ピラミッドの形

状は、平成17年はひょうたん型であったものが、平成30年には下のすぼまったつぼ型となっています。

■ 人口ピラミッドの推移 ■



資料：国勢調査

3 土地利用方針

本市の大部分は有明海に注ぐ矢部川の左岸側に位置し、市内には矢部川支流の飯江川、大根川が流れています。

地形的には、東部はお牧山、清水山などの山地が連なり、西部は有明海の干拓によって開かれた低地であり、全体として平坦な田園地帯が広がっており、山林・農地・住宅宅地が混在した田園・丘陵主体の土地利用となっていますが、昨今、生産機能及び保全機能の低下が見受けられます。

今後は農林業資源について永続的な保全を図るとともに、定住人口増や観光入込客を中心とした交流人口増を図るための新たな資源創出のための総合的な整備が求められています。

本市の土地利用を計画的に進めるにあたっては、人と自然が互いに調和し、美しいまちを保つため、国や県の計画との整合性を図り、以下の4つの地域特性にあった合理的かつ効率的な土地利用を推進します。

(1) 都市地域

市街地及び幹線道路沿道については、地域産業の創出や流通機能の集積を進めるとともに、住環境の向上による安全で安心な生活環境の充実を図るため、新たな都市計画区域の設定や農業振興地域の見直しを通して、農業地域や森林・自然保全地域との調和を図った、快適な生活環境を保つことができる地域の形成に努めます。

(2) 農業地域

農業地域は、優良農地の保全や農業生産基盤の拡充とともに、良好な田園環境を維持・保全することで快適な居住空間を提供するため、農業と住宅地が調和した緑豊かで住みやすい地域として土地の有効利用に努めます。

(3) 有明海沿岸地域

有明海沿岸地域については、自然豊かな有明海の保全再生や漁業環境の改善を推進し、水産業を基盤とする活性化が実現できる土地利用に努めます。

(4) 森林・自然保全地域

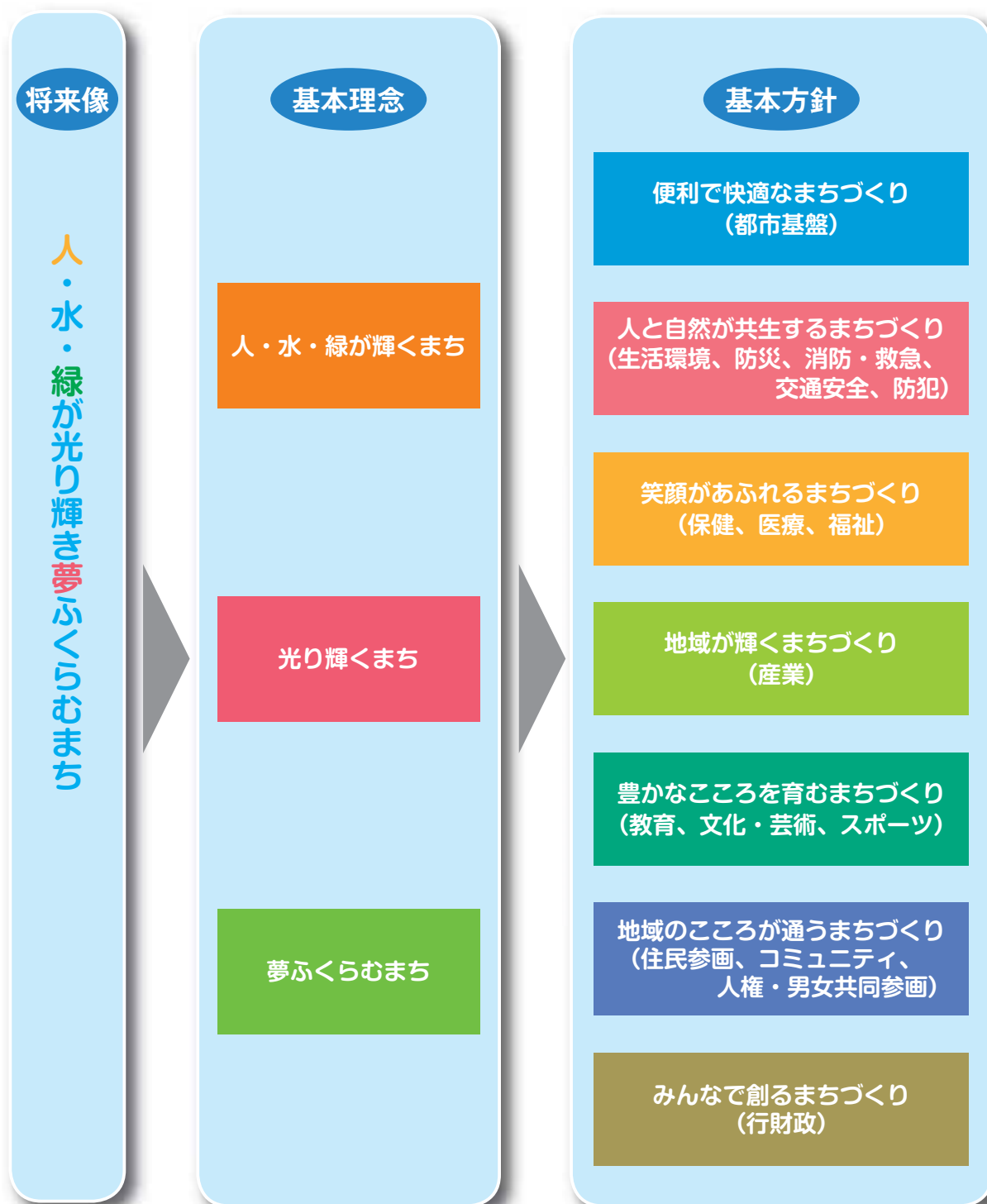
本地域は、季節感あふれる自然や季節を楽しめる空間など自然を利用した癒しの場としての活用が求められており、水資源のかん養、大気の浄化などの森林が持つ公益的機能を重視し、森林の保全と活用を通して「癒しの場」として保全及び活用に努めます。

第2章 基本方針

1 総合計画の体系

本計画では、下図のように計画の体系を定め、将来像の実現化を目指します。
そのため、「基本理念」を踏まえて、7つの基本方針を定めます。

■ 施策体系図 ■



2 7つの基本方針

政策分野別まちづくりの基本方針を次のように設定します。

(1) 便利で快適なまちづくり（都市基盤）

土地利用では、自然環境や景観の保全を重視し、良好な生活環境の確保を図るとともに、都市機能の向上と農業的土地利用との均衡を図り、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

都市基盤については、みやま柳川インターチェンジとのネットワーク^{*}形成など幹線道路の効率的・計画的な整備や人に優しい道路環境づくりの推進さらには利便性の高い公共交通機関や市内巡回福祉バスの充実など安全で快適な交通環境づくりに努めます。

すべての人にやさしいユニバーサルデザイン^{*}に基づく整備を図り、民間活力などを視野に入れた住環境の改善や自然との調和を図った公園・緑地の整備、さらには、高度情報通信基盤を活用した電子自治体について整備を推進します。

(2) 人と自然が共生するまちづくり（生活環境、防災、消防・救急、交通安全、防犯）

自然環境の保全について、広域的な取り組みと住民、民間団体、事業者、行政の協働により、多様な機能を生かしながら環境保全を図ります。

また、山や川に親しむ活動を通して、自然景観や生態系の保全のための意識啓発に努め、自然と共生するまちづくりを推進します。

近年、温暖化問題など地球規模での環境保全が強く求められており、自然環境に負荷を与えない循環型社会の形成が重要となっています。

省エネルギーの普及・促進に積極的に努めるとともに、限りある資源を大事にするまちづくりを目指し、分別の徹底などを図りながら、ごみ発生の抑制や減量化、再資源化への取り組みを促進します。

また、ごみの不法投棄の防止、産業廃棄物の適正処理、生活排水による河川の水質汚濁防止に努め、住民と協力して環境美化活動を推進し、快適で美しい環境づくりを目指します。

住民の生命・財産を災害や事故から守るため、ハード面の整備と併せ、地域防災計画を基に防災意識の高揚、自主防災体制の確立等により迅速に対応できる消防・防災組織体制の強化を図るとともに、国民保護計画に基づく住民の安全の確立を図ります。

さらに、住民に対する応急手当の普及啓発に努めるとともに、救急救命士の養成など救急救命体制の強化を図ります。

また、関係団体と連携を図りながら、交通安全や防犯などの地域安全対策を推進し、地域ぐるみで安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

*ネットワーク：施設や道路、組織などを連絡させ、実効性や効果を高めるための仕組み。交通ネットワーク、情報ネットワークなどの使い方をする

*ユニバーサルデザイン：障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること

(3) 笑顔があふれるまちづくり（保健、医療、福祉）

住民がいきいきと健康に日常生活が送れるよう主体的な健康増進や疾病予防を喚起・支援するとともに、疾病悪化の防止に取り組みます。

また、大学や医療関係の機関等との連携を図り、医療・救急医療と併せ充実した保健・医療体制の確立に努めます。

少子化や核家族化が進行する中であって、地域の宝である子どもを安心して産み、育てやすい施策の充実のために、乳幼児医療や子育て支援、子育て環境整備などに努めます。また、高齢者、障がい者をはじめとして誰もが健康で、生涯現役で生きがいを感じられるような福祉施策のもと、社会参画に向けた自立支援を図ります。

さらに、地域の特性に応じた保健・医療・福祉の連携によるきめ細かな支援を展開するとともに、住民自らがお互いに支え合い、助け合う体制づくりなどを推進します。



救急講習会

(4) 地域が輝くまちづくり（産業）

人口減少時代における農山村地域の活性化については、土地や資源をいかに有効活用するかが最も重要であり、そのためには風土の特性に合った多様なモノづくり、生産性の高い経営形態や独自の販売戦略、地域固有の経営やサービスなどを工夫することが必要となり、多様な人材の活用・育成、業種を超えた協働などがそのためのポイントとなります。

そこで本市では、地域資源や特性・潜在能力を生かした産業の振興を図ります。

第1次産業においては、時代に対応した経営体系づくりを図り、環境保全型による“人に優しい”“個性豊かな”モノづくりを支援します。

特に、ナス、セロリ、イチゴ、ミカン、すももなど市特産品の「みやまブランド」化の確立を目指し、戦略的な生産・販売・PRに取り組みます。

また、農山村の多面的な価値を大切に、国土保全、環境・景観保全等の公益機能の維持に努めます。

第2次産業については、地場企業との連携強化による成長支援、高速道路等優れた都市基盤を活用した優良な企業の誘致に努めるとともに、第1次産業との連携による新たな取り組みを支援します。

第3次産業においては、消費者の多様なニーズに対応した商業機能確保のための賑わいづくりを推進します。

観光については、自然や文化などさまざまな地域資源を活用した観光の振興や広域連携によるメニューの充実を図り、新たな観光の展開を図ります。

(5) 豊かなこころを育むまちづくり（教育、文化・芸術、スポーツ）

未来を担う子どもたちの、心身ともに調和のとれた「生きる力」と「豊かな感性」を育て、学力向上や地域に根ざした教育、環境問題や国際化・情報化への対応など多様な教育の推進を図るとともに、教職員の資質向上、児童、生徒数の減少を踏まえた通学区域のあり方など適切な教育環境の整備などを通じて地域社会に開かれた学校づくりを推進します。

また、青少年の健全育成のために家庭や地域と一体になって、地域行事や体験学習などを通じ「地域を学び、地域に学ぶ」教育を推進し、次代を築く人材を育成します。

さらに、誇りと生きがいにつながる生涯学習機会の創出や、各人の体力や年齢に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに努め、豊かで活力のある生涯学習・生涯スポーツの振興を目指します。

芸術・文化に関しては、住民参画による多様な文化事業の企画・実施を通して、質の高い芸術・文化に接する機会をつくとともに、自らが芸術・文化活動に参加できる環境づくりを目指します。

また、これまで育んできた伝統文化を、地域固有の文化として次代へ大切に保存伝承するように努めます。

さらに、人が学び、活性化するために、世代間交流、地域間交流や国際交流など、地域特性を生かした多様な交流の機会の拡大に努め、“社会の流れと地域の流れ”を感じとり、新たな発想で地域を築く人材の育成に努めます。

(6) 地域のこころが通うまちづくり（住民参画、コミュニティ、人権・男女共同参画）

行政情報を住民と共有し、住民の意思が尊重されるまちづくりを進め、住民と行政のパートナーシップの確立を推進することにより、住民一人ひとりが誇りを持ち主役となって、自ら考え自ら行動できるまちづくりを推進します。

また、徹底した情報公開をはじめ、多様な情報技術を活用し、行政情報や地域情報などを共有できる情報体系の確立を図ります。

各種コミュニティについては、家庭、学校、地域一体となって取り組んでいる「あいさつ運動」などこれまで培ってきた地域活動に加え、活力ある地域づくりと社会貢献のための活動を積極的に支援します。

また、学校、職場、地域などで人権教育・啓発に積極的に取り組み、住民一人ひとりの個性が尊重される社会づくりを目指します。

さらに、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画の環境づくりのため、行政、住民、事業者等の責務と役割を明確にしながら、男女共同参画の社会づくりを推進します。



海津御田植え祭

(7) みんなで創るまちづくり（行財政）

財政を取り巻く環境が厳しくなる中、本市の発足を行財政改革の新たなスタートとして位置づけ、限られた人的資源や財源を有効かつ最大限活用し、効率的で効果的な行政経営の視点に立った改革を実施します。

具体的には、地方分権や新しいまちづくりにおける行政課題に的確に対応できるよう、柔軟で効率的かつ機動的な組織機構の確立を図るとともに、実務能力と企画開発能力等を備えた職員を育成し、時流に対応した行政運営を目指します。

また、安定的な歳入確保に努める一方、歳出面では、事務事業の見直しや施設の統廃合等による経費節減を行いながら、委託・民営化、指定管理者制度の導入等と併せて人件費抑制にも努め、スリム化を図り、健全な行財政を確立します。



特産果物



特産野菜